

吉備国際大学教員免許状取得に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、吉備国際大学学則第44条第7項に基づき、吉備国際大学での教員免許状取得に必要な科目の履修等に関し、必要な事項を定める。

(取得可能免許状等)

第2条 取得可能免許状及び取得に必要な最低修得単位数は、別表1のとおりとする。

(授業科目等)

第3条 中学校・高等学校教諭一種免許状取得に必要な教育の基礎的理解に関する科目等の名称・単位数等については、別表2-(1)のとおりとする。

2 養護教諭一種免許状取得に必要な教育の基礎的理解に関する科目等の名称・単位数等については、別表2-(2)のとおりとする。

3 社会科学部スポーツ社会学科の教科及び教科の指導法に関する科目等については、別表3-(1)のとおりとする。

4 看護学部看護学科の教科及び教科の指導法に関する科目等については、別表3-(2)のとおりとする。

5 看護学部看護学科の養護に関する科目等については、別表3-(3)のとおりとする。

6 外国語学部外国学科の教科及び教科の指導法に関する科目等については、別表3-(4)のとおりとする。

7 人間科学部人間科学科心理学専攻の教科及び教科の指導法に関する科目等については、別表3-(5)のとおりとする。

(教育実習、養護実習)

第4条 教育実習又は養護実習を行おうとする者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 教育職員に就く強い意志のある者

(2) 教育職員を目指す者としての品位を損するような行為のない者

(3) 教育実習実施の前学期終了時点で、別表4に定める実習履修要件を満たしている者

2 教育実習等の許可は、教職センター会議で成績、品行、適性等を総合的に審議し、学長が決定する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、履修に必要な事項については、教職センター会議で審議し、学長が決定する。

附則 この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成21年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年度の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年度の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年度の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は平成25年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年度の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は平成26年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年度の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は平成27年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年度の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年度の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、改正後に編入学又は再入学した学生については改正規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、改正後に編入学又は再入学した学生については、別表 2 - (1)、別表 2 - (2) を除き、当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

附則 この改正規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生については、従前の規定によるものとし、編入学又は再入学した学生については当該者の属する年次の学生と同じ規定を適用するものとする。

別表 1

〈 取得可能免許状 〉

学 部	学 科 専 攻	免許状 の種類	中学校教諭 一 種			高等学校教諭 一 種				養護教諭 一 種
		免 許 教 科	社 会	保 健 体 育	英 語	公 民	保 健 体 育	看 護	英 語	
社 会 学 部	スポーツ社会学科			○			○			
看 護 学 部	看護学科							○		○
外 国 語 学 部	外国学科				○				○	
人 間 学 部	人間科学科心理学専攻		○			○				

〈 最低修得単位数 〉 ※免許法施行規則に定める最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	教育の基礎的理解 に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目 養護に関する科目 (注)	大学が独自 に設定する科目	備 考
中学校教諭一種免許状	学 士	2 7	2 8	4	
高等学校教諭一種免許状	学 士	2 3	2 4	1 2	
養護教諭一種免許状	学 士	2 1	2 8	7	

(注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」・・・中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状

「養護に関する科目」・・・養護教諭一種免許状

別表2 - (1)

社会科学部 スポーツ社会学科 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

看護学部 看護学科 高等学校教諭一種免許状（看護）

外国語学部 外国学科 中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）

人間科学部 人間科学科 心理学専攻 中学校教諭一種免許状（社会）・高等学校教諭一種免許状（公民）

〈 教育の基礎的理解に関する科目等 〉

免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	○教育原論	2	
			○教職論	2	
			○教育行政学	2	
			○教育心理学	2	
			○特別支援教育	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習（探求）の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 	中10 高8	○道徳教育の理論と方法	2	中一種免にのみ必修
			○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
			○教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2	
			○生徒・進路指導論	2	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む
			○教育相談の基礎	2	
			教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習 ・教職実践演習 	中5 高3
○教育実習	4	看護学科・外国学科を除く			
○教育実習	2	看護学科のみ			
○教育実習Ⅰ	2	外国学科のみ			
○教育実習Ⅱ	2	外国学科のみ 中一種免にのみ必修			
	○教職実践演習（中・高）	2	看護学科を除く		
	○教職実践演習（高校）	2	看護学科のみ		

教育の基礎的理解に関する科目等修得単位数：中学校教諭一種免許状（27 単位以上）、高等学校教諭一種免許状（23 単位以上）

（授業科目の○印は教免に対して必修）

別表2 - (2)

看護学部 看護学科 養護教諭一種免許状

〈 教育の基礎的理解に関する科目等 〉

免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	8	○教育原論	2	
			○教職論	2	
			○教育行政学	2	
			○教育心理学	2	
			○特別支援教育	1	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 	6	○道徳教育の理論と方法	2	
			○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
			○教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2	
			○生徒・進路指導論	2	
			○教育相談の基礎	2	
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・養護実習 ・教職実践演習 	5	○養護実習指導	1	
			○養護実習	4	
			○教職実践演習（養護教諭）	2	

教育の基礎的理解に関する科目等修得単位数：養護教諭一種免許状（21 単位以上）

（授業科目の○印は教免に対して必修）

別表3 - (1)

社会科学部 スポーツ社会学科 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

〈 教科及び教科の指導法に関する科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
教科に関する専門的事項	中 28 高 24	○ スポーツ実習Ⅰ（体操）	1	
		○ スポーツ実習Ⅱ（器械運動）	1	
		○ スポーツ実習Ⅲ（屋外球技）	1	
		○ スポーツ実習Ⅳ（陸上競技）	1	
		○ スポーツ実習Ⅴ（屋内球技）	1	
○ スポーツ実習Ⅵ（格技）	1			
○ スポーツ実習Ⅶ（ダンス）	1			
○ スポーツ実習Ⅷ（水泳・水中運動）	1			
○ スポーツ実習Ⅸ（エアロビクスダンス）	1			
○ スポーツ社会学	②			
○ スポーツ哲学	2			
○ 健康スポーツ心理学	2			
○ スポーツ史	2			
○ スポーツ政策論	2			
○ スポーツクラブマネジメント論	2			
○ スポーツリーダーシップ論	2			
○ 運動学	2			
○ 運動方法学	2			
○ 解剖生理学	2			
○ 運動生理学	2			
○ 公衆衛生	2			
○ 学校保健	2	小児保健、精神保健、 学校安全を含む		
○ 救急処置	2			
○ スポーツ医学	2			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中 2 高 2	○ 保健体育科教育法Ⅰ	2	高一種免（保健 体育）に必修 中一種免（保健 体育）に必修
		○ 保健体育科教育法Ⅱ	2	
		○ 保健体育科教育法Ⅲ	2	
		○ 保健体育科教育法Ⅳ	2	

教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：中学校教諭一種免許状（28 単位以上）、高等学校教諭一種免許状（24 単位以上）

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

〈 大学が独自に設定する科目 〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○ 介護等体験の研究 ○ 道徳教育の理論と方法	1 2	中一種免にのみ必修 高一種免にのみ 「大学が独自に設定する科目」又は 最低修得単位を超えて履修した 〈教科及び教科の指導法に関する 科目〉又は〈教育の基礎的理解に 関する科目等〉について、併せて 中 4 単位、高 12 単位以上修得

（授業科目の○印は教免に対して必修）

〈 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	○ アクティブ英語Ⅰ	②	
数理、データ活用及び人工知能に関する 科目又は情報機器の操作	2	○ 情報活用	②	

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

別表3 - (2)

看護学部 看護学科 高等学校教諭一種免許状(看護)

〈 教科及び教科の指導法に関する科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備考
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	
教科に関する専門的事項	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	○生理学Ⅰ	①	
		○生理学Ⅱ	①	
		○生化学	②	
	○臨床薬理学	②		
看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	24	○臨床微生物学	①	
		○病理学	②	
		○看護学概論	①	
		看護倫理	①	
		看護理論	①	
		看護過程論	①	
		看護技術概論	①	
		ヘルスアセスメント	①	
		治療処置援助技術	①	
		地域看護学概論	①	
		在宅看護学概論	①	
		○成人看護学概論	①	
		○老年看護学概論	②	
		小児看護学概論	①	
		○母性看護学概論	①	
		精神看護学概論	②	
		看護管理論	①	
家族看護学	①			
災害看護学	1			
医療安全	1			
国際看護学	①			
看護実習		○基礎看護学実習Ⅰ	①	
		基礎看護学実習Ⅱ	②	
		統合看護実習Ⅰ(看護管理)	①	
		統合看護実習Ⅱ(地域連携)	①	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		○看護教育法Ⅰ	2	
		○看護教育法Ⅱ	2	
教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数: 36 単位以上(内、選択科目より 17 単位以上必修)				

(授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修)

〈 大学が独自に設定する科目 〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備考
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目	12	道德教育の理論と方法	2	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した〈教科及び教科の指導法に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて 12 単位以上修得

〈 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備考
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	
体育	2	○生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	○アクティブ英語Ⅰ	②	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○情報活用	②	

(授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修)

別表3 - (3)

看護学部 看護学科 養護教諭一種免許状

〈 養護に関する科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	○ 公衆衛生学Ⅰ（基礎） ○ 公衆衛生学Ⅱ（応用） ○ 疫学	① 1 ②	予防医学を含む
学校保健	2	○ 学校保健学	2	
養護概説	2	○ 養護学概論	2	
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	○ 健康相談活動論	2	
栄養学（食品学を含む。）	2	○ 栄養学	②	食品学を含む
解剖学・生理学	2	○ 解剖学Ⅰ ○ 解剖学Ⅱ ○ 生理学Ⅰ ○ 生理学Ⅱ	① ① ① ①	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	○ 臨床薬理学 ○ 臨床微生物学	② ①	免疫学を含む
精神保健	2	○ 精神看護学概論	②	
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	○ 看護学概論 看護技術概論 ヘルスアセスメント 治療処置援助技術 小児看護学概論 小児看護学Ⅰ（発達生理の理解） 小児看護学Ⅱ（疾病の理解） 精神看護学Ⅰ（疾病の理解） ○ 救急看護学 ○ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ	① ① ① ① ① ① ① ① ① 1 ① ②	救急処置を含む
養護に関する科目修得単位数：29 単位以上（内、選択科目より 5 単位以上必修）				

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

〈 大学が独自に設定する科目 〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
大学が独自に設定する科目	7			最低修得単位を超えて履修した〈養護に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて7単位以上修得

〈 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	○ アクティブ英語Ⅰ	②	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○ 情報活用	②	

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

別表3 - (4)

外国語学部 外国学科 中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）

〈 教科及び教科の指導法に関する科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考	
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数		
教科に関する専門的事項	中 28 高 24	○ 英語学Ⅰ	2		
		○ 英語学Ⅱ	2		
		英語学Ⅲ	2		
		英語学Ⅳ	2		
		英語音声学Ⅰ	2		
		英語音声学Ⅱ	2		
		○ 英語文学Ⅰ	2		
		英語文学Ⅱ	2		
		○ 英語オーラルコミュニケーションⅠ	②		
		○ 英語オーラルコミュニケーションⅡ	②		
		英語オーラルコミュニケーション演習Ⅰ	2		
		英語オーラルコミュニケーション演習Ⅱ	2		
		○ プレゼンテーション英語	2		
		ディスカッション英語	2		
		○ アクティブ英語Ⅰ	2		
		○ アクティブ英語Ⅱ	2		
		○ インテグレイテッド・イングリッシュⅠ	2		
		インテグレイテッド・イングリッシュⅡ	2		
		○ 異文化理解	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○ 英語科教育法Ⅰ	2	高一種免（英語） に必修	中一種免（英語） に必修
		○ 英語科教育法Ⅱ	2		
		○ 英語科教育法Ⅲ	2		
		○ 英語科教育法Ⅳ	2		

教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：中学校教諭一種免許状 31 単位以上（内、選択科目より 3 単位以上必修）
 高等学校教諭一種免許状 36 単位以上（内、選択科目より 12 単位以上必修）

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

〈 大学が独自に設定する科目 〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考	
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数		
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○ 介護等体験の研究	1	中一種免にのみ必修 高一種免にのみ	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位数を超えて履修した〈教科及び教科の指導法に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて中 4 単位、高 12 単位以上修得
		道徳教育の理論と方法	2		

（授業科目の○印は教免に対して必修）

〈 教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備 考	
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数		
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2		
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2		
外国語コミュニケーション	2	○ 英語オーラルコミュニケーションⅠ	②		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○ 情報活用	②		

（授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修）

別表3 - (5)

人間科学部 人間科学科 心理学専攻 中学校教諭一種免許状(社会)

〈 教科及び教科の指導法に関する科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	○日本史 ○東洋史 ○西洋史	2 2 2	
	地理学(地誌を含む。)	○地理学概論 ○地誌学	2 2	
	「法学、政治学」	日本国憲法 ○法学 ○政治学	2 2 2	国際法を含む
	「社会学、経済学」	○社会学 社会・集団・家族心理学Ⅰ 社会・集団・家族心理学Ⅱ 福祉心理学 コミュニティ心理学 社会福祉原論 ○経済学	2 2 2 2 2 2 2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学 臨床の倫理 宗教学	2 2 2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2	
教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：31 単位以上(内、選択科目より3 単位以上必修)				

授業科目の○印は教免に対して必修)

人間科学部 人間科学科 心理学専攻 高等学校教諭一種免許状(公民)

〈 教科及び教科の指導法に関する科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
教科に関する専門的事項	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	日本国憲法 ○法学 ○政治学	2 2 2	国際法を含む
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○社会学 社会・集団・家族心理学Ⅰ 社会・集団・家族心理学Ⅱ 福祉心理学 コミュニティ心理学 社会福祉原論 ○経済学	2 2 2 2 2 2 2	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学 臨床の倫理 宗教学 心理学概論Ⅰ 心理学概論Ⅱ 感情・人格心理学Ⅰ 発達心理学 知覚・認知心理学 学習・言語心理学 臨床心理学概論 教育・学校心理学	2 2 2 ② ② 2 2 2 2 2 2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2	
教科及び教科の指導法に関する科目修得単位数：34 単位以上(内、選択科目より20 単位以上必修)				

(授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修)

〈 大学が独自に設定する科目 〉

免許法に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○ 介護等体験の研究 道徳教育の理論と方法	1 2	中一種免にのみ必修 高一種免にのみ 「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した〈教科及び教科の指導法に関する科目〉又は〈教育の基礎的理解に関する科目等〉について、併せて中4単位、高12単位以上修得

(授業科目の○印は教免に対して必修)

〈 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 〉

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		備 考
科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2	
体育	2	○ 生涯スポーツ論	2	
外国語コミュニケーション	2	○ アクティブ英語 I	②	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○ 情報活用	②	

(授業科目の○印は教免に対して必修、単位数の○印は卒業に対して必修)

別表4 教育実習・養護実習履修要件

実 習 区 分	学 科 専 攻	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目 養護に関する科目	G P A
教 育 実 習	スポーツ社会学科	14 単位以上 ただし、留学※の場合を除き 教育実習指導の単位は修得済みであること	24 単位以上	累積 GPA 2.50 以上
	看護学科			累積 GPA 2.50 以上
	外国学科			累積 GPA 2.50 以上
	人間科学科心理学専攻			累積 GPA 2.50 以上
養 護 実 習	看護学科	14 単位以上 ただし、留学※の場合を除き 養護実習指導の単位は修得済みであること	20 単位以上	累積 GPA 2.50 以上

※留学には半年以上の海外インターンシップ及び海外ボランティアを含む

※編入学生及び転学科生の実習履修要件のうち、修得単位数については教職センター会議で審議を行う